

基 調 報 告

WILL THERE BE "EAST ASIAN WAY" OF
REGIONAL ECONOMIC INTEGRATION?
- FROM THE STANDPOINT OF
MIGRATION POLICY

「東アジア式」地域経済統合はあるか
-国際的な人口移動の観点から-

By

Yasushi Iguchi
Professor
Faculty of Economics
Kwansei Gakuin University

「東アジア式」地域経済統合はあるか -国際的な人口移動の観点から-¹

井口 泰
関西学院大学

1 序文

1990年代後半、アジアの労働者約260万人（うち120万人はアジア以外の出身者）が出国したほか、60万人が登録せずに出国したと言われている。外国人労働者の増加は労働力人口の増加を上回っており、その主たる要因としてプルファクター、すなわち外国人労働者に対する強い需要が指摘されている（IOM 2003年、195~196ページ）。

アジアの外国人労働者のストックは既に620万人に達し、そのうち約420万人は東アジアの工業国に集中し、200万人は南アジアで働いている（IOM 2003年、196~197ページ）。

ここでは、国際貿易及び海外直接投資の急増により経済成長が著しい東アジアに焦点を当てる。

ほとんどの移民受入れ国では急速に雇用が創出され、賃金水準も上昇している。このため、外部に労働力を求めなければならなくなり、現在の一時的な労働移民制度が生まれた。東アジアの特徴の1つは、労働者の移民は市場ベースで行われ、民間の仲介業者が大きな活躍をしていることである。必ずしも政府が二国間の労働協定を締結するとは限らず、需要と供給の一致はこの仲介業者に任されている。移民労働者のほとんどは未熟練で、高度熟練者はたいてい多国籍企業の企業内転勤者である。このことは、この地域において技術を移転し人的資源を開発することの重要性を示している。

2

この論文においては、国際的な人の移動に関する制度的な地域経済統合の可能性を探っていく。具体的には、まず、何故東アジアにおいて、特に通貨危機後に経済統合が必要になったのかを自問自答しなければならない。次に、移民に関する法制度の特徴、外国人の社会的統合を含む経済及び社会活動についても問わなければならない。最後に、国際的な人の移動の将来及び2004年時点での移民政策についても考察する。

この考察が「東アジア式」地域経済統合の設立に役立つことを期待する。

¹ 東アジアには東南アジア（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、その他のASEAN諸国）と北東アジア（日本、韓国、中国など）の両方が含まれる。

² 誤解を避けるために、著者は、国際的な人の移動は1) プルファクターすなわち需要側、2) プッシュファクターすなわち供給側、3) 送出国と受入国の経済格差、6) 需要と供給のネットワーク又は調整、4) 制度的及び政策的状況など、1つの仮定だけで説明することはできないという点を強調したい。これらの条件のうち1つでも満たされない場合、国際的な人の移動は妨げられるか、又は、起こらないかもしれない。

2 なぜ、アジアには制度的経済統合が必要なのか

1990年代前半以降、貿易及び投資の自由化が多国間で進められている。域内貿易に大きく依存する西欧、北米、アジアの3つの中核地域でグローバル化が起こっていることも強調しなければならない(表1)。

欧州共同体は1993年、単一市場を実現し、欧州連合を設立した。アメリカ、カナダ、メキシコは1994年に北米自由貿易協定を締結した。ウルグアイラウンドが終結し、1995年に世界貿易機関(WTO)が設立された。しかしながら、アジアにはASEAN自由貿易地域以外に包括的な制度的地域経済統合が存在しない。

2001年、財の貿易高は5兆9840億ドル、サービスの貿易高は1兆4600億ドルで、合計7兆4440億ドルであった。これは世界のGDP(31兆9000億ドル)の23.4%に相当する。多国籍企業の売上高は18兆5000億ドル、輸出高は2兆6000億ドル、雇用者数は53,581,000人に達した(WTO2002年、UNCTAD2002年)。

1997年の通貨危機前、アジアにおける制度的地域統合は、政治指導者からの強力な支持が得られていなかった。通貨危機が起こる少し前、ASEANでは急成長する中国の挑戦に対処するため、早めにAFTAを始動する決断を下した。

21世紀初め、ASEANプラス3(日本、韓国、中国)のリーダーたちは、2010年(又は2012年)までに制度的地域統合を設立することで合意した。2003年から、特に二国間協定の締結に向けた討議及び協議が開始された。

しかしながら、アジアにおける地域統合創設の目的はまだ示されていない。もちろん、地域統合はWTO協定、すなわちGATT第24条及びGATS第5条に適合させなければならない。また、WTO協定の最恵国(MFN)原則の緩和は、地域統合が世界貿易の自由化に役立つ可能性がある場合のみ認めることができる。

表1 貿易面から見た地域間及び地域内の経済依存(2001年)

()内は1995年の数字

| | | 輸出先 | | | | | | | |
|-----|--------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|----------------|-------|
| | | 北米 | 中南米 | 西欧 | 中欧及び東欧 | アフリカ | 中東 | アジア | 全世界 |
| 輸出元 | 北米 | 39.5 (36.9) | 16.5 (14.9) | 19.0 (18.9) | 0.7 (0.8) | 1.3 (1.5) | 2.1 (2.6) | 20.9 (25.2) | 100.0 |
| | 中南米 | 60.8 | 17.0 | 12.1 | 0.9 | 1.2 | 1.2 | 6.3 | 100.0 |
| | 西欧 | 10.3 (8.2) | 2.3 (2.5) | 67.5 (68.1) | 5.9 (4.2) | 2.5 (2.8) | 2.6 (3.0) | 7.8(9.5) | 100.0 |
| | 中欧及び東欧 | 4.2 | 2.1 | 55.2 | 26.6 | 1.0 | 2.8 | 6.6 | 100.0 |
| | アフリカ | 17.7 | 3.5 | 51.8 | 0.7 | 7.8 | 2.1 | 14.9 | 100.0 |
| | 中東 | 16.5 | 1.3 | 16.5 | 0.8 | 3.8 | 7.6 | 47.3 | 100.0 |
| | アジア | 25.1 (25.9) | 2.7 (2.5) | 16.8 (16.3) | 1.1 (1.0) | 1.6 (1.3) | 3.0 (2.5) | 48.2 (48.5) | 100.0 |
| | 全世界 | 21.9 | 5.6 | 40.6 | 4.2 | 2.1 | 2.7 | 21.7 | 100.0 |

出典：WTO

さらに、アジアにおける地域統合には、域内のさらなる経済協力が実現されるよう、WTO 協定に規定されていない追加措置を組み込まなければならない。長期目標として、以下の 2 点を提案する。

第一に、ASEAN プラス 3 には、通貨危機の再発を防止するための地域統合が必要である。域内の経済開発の成果を確保するためには、為替レートの乱高下を減少し、金融制度を安定させることが重要である。通貨危機の勃発によってのみ、経済開発の恩恵が失われるだろう。

第二に、ASEAN プラス 3 には、域内経済の自立性を高め、アメリカ市場又は EU 市場への高い依存度を弱めるためにも域内市場を開発すべきである。ヨーロッパでは EU が、北米では NAFTA が創設されたように、これらの地域に対する輸出攻勢が地域間の貿易摩擦に繋がるかもしれない。

すなわち、アジアに制度的地域統合を設立することは、(特に通貨危機の回避による) グローバル化のリスク削減及び(特に、域内市場の拡大による) アジアにおける経済開発機会の活用を図る上で意義がある。³

3 域内の所得格差及び人の移動の可能性の拡大

我々は、2 つの主要な目標を掲げた。これらによってアジアにおける地域統合は正当化されるかもしれない。しかしながら、これらは域内における人の移動の可能性と関係があるという現実を見過ごしてはならない。それは、アジアの通貨危機によってもたらされた損害である。

1997 年以降、アジアの域内貿易は縮小している。例えば、1995 年と 2001 年の数字を比較すると、域内における財の貿易の割合は減少し、北米市場への依存度が高まった(前掲表 1)。

また、アジア通貨危機は、域内の所得格差にも大きな影響を与えた。1990 年代前半、東アジア諸国は高い経済成長を達成しようとしたが、特に通貨危機後の通貨切り下げにより、1 人当たり GDP (ドル換算) で見た域内の所得格差の大幅な改善は得られなかった(表 2)。

急速な経済成長にもかかわらず、域内の所得格差が大幅に改善しなかったのは非常に奇妙である。このことが、アジアにおける国際的な人の移動に重要な影響を与える可能性がある。現状では、域内における人の移動の可能性が維持されている、又は、拡大さえしていると考えられる。

1997 年の通貨危機からの回復過程及び 2000 年の IT ブーム後の景気後退期、東アジア諸国の経済状況はさらに多様になった。2001 年 12 月の中国 WTO 加盟はこの傾向を加速させたようである。

³ さらに、地域経済統合には労働者の移動を削減する効果があるかもしれない。従来の貿易理論によると、モノ、資本、労働力の移動には代替性がある。つまり、貿易と投資は労働力、特に未熟練労働者の移動の代わりとなる。従って、モノと資本の動きが完全に自由化された地域経済統合では、労働者を移動する必要はない。サービスの貿易について考えると、状況ははるかに複雑になる。なぜなら、サービスの貿易には人の移動を伴う可能性があるからである。

表2 1990年代の1人当たりGDPの変動（現地通貨/外国通貨）

| | 1人当たりGDP (現地通貨) | | 対ドル為替 レートの変動 | | 1人当たりGDP (ドル) | | 所得格差 (ドル) | |
|--------------------------|--------------------|---------|-----------------|---------|------------------|-------|--------------|------|
| | 1991 | 2000 | 1991 | 2000 | 1991 | 2000 | 1991 | 2000 |
| 日本 (千円) | 3582 | 3992 | 144.88 | 107.79 | 24724 | 37034 | 100 | 100 |
| 韓国 (千ウォン) | 5001 | 11104 | 707.76 | 1130.96 | 7066 | 9818 | 29 | 27 |
| 中国 (元) | 1829 | 7084 | 5.3234 | 8.2785 | 344 | 856 | 1 | 2 |
| 香港、中国 (香港ドル) | 103010 | 193299 | 7.771 | 7.791 | 13256 | 24811 | 54 | 67 |
| チャイニーズ ・タイペイ (千ドル) | 235 | 437 | 27.108 | 31.395 | 8669 | 7184 | 35 | 20 |
| シンガポール (Sドル) | 23794 | 39251 | 1.7276 | 1.7240 | 13773 | 26954 | 56 | 73 |
| マレーシア (リンギット) | 7285 | 14563 | 2.7501 | 3.8000 | 2649 | 3833 | 11 | 10 |
| タイ (バーツ) | 39104 | 75026 | 25.517 | 40.112 | 1532 | 1870 | 6 | 5 |
| インドネシア (ルピア) | 1175534 | 6132505 | 1950.3 | 8421.8 | 603 | 728 | 2 | 2 |
| フィリピン (ペソ) | 19595 | 43687 | 27.479 | 44.192 | 713 | 989 | 3 | 3 |
| ベトナム (ドン) | 1140760 | 5688749 | 10,037 | 15,280 | 114 | 373 | 0.5 | 1 |

出典: アジア開発銀行、国際通貨基金 (IMF)、日本銀行

中国及びベトナムは高い実質GDP成長を達成し、韓国は、中国との貿易関係を利用して急速に経済が拡大した一方で、インドネシア及びフィリピンは、政治が不安定なこと、工場立地の比較優位性が低いことから順調な回復は見られなかった。シンガポール及びマレーシアは、ITブームの崩壊後、コスト劣位を十分に克服できなかった。香港（中国）及びチャイニーズ・タイペイは、中国経済のデフレ圧力に苦しめられた。その中で、タイは自動車及び電子機器産業に投資を集め、首尾よく回復を達成した。日本は、相変らずデフレから脱却できていないが、回復の兆しがいくつか見られた。

表3 東アジアにおける実質 GDP 成長率

| | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 (推定値) | 2004 (予想) |
|-----------------|-------|------|------|------|------|---------------|--------------|
| 日本 | -1.1 | 0.7 | 2.6 | -0.3 | 0.3 | 2.0 | 1.4 |
| 韓国 | -6.7 | 10.9 | 9.3 | 3.1 | 6.3 | 2.5 | 4.7 |
| 中国 | 7.1 | 7.8 | 8.0 | 7.3 | 7.4 | 7.5 | 7.5 |
| 香港 (中国) | -5.0 | 3.4 | 10.2 | 0.6 | 2.3 | 1.5 | 2.8 |
| チャイニーズ ・タイペイ | 4.6 | 5.4 | 5.9 | -2.2 | 3.5 | 2.7 | 3.8 |
| シンガポール | -0.9 | 6.4 | 9.4 | -2.4 | 2.2 | 0.5 | 4.2 |
| マレーシア | -7.4 | 6.1 | 8.3 | 0.4 | 4.2 | 4.2 | 5.3 |
| タイ | -10.5 | 4.4 | 4.6 | 1.9 | 5.2 | 5.0 | 5.1 |
| インドネシア | -13.1 | 0.8 | 4.9 | 3.4 | 3.7 | 3.5 | 4.0 |
| フィリピン | 5.8 | 3.4 | 6.0 | 3.0 | 4.4 | 4.0 | 4.0 |
| ベトナム | 5.8 | 4.8 | 6.8 | 6.9 | 7.0 | 6.0 | 7.0 |

出典: アジア開発銀行 (2003 年) 推定値/予想: IMF (2003 年 9 月)

東アジアの労働市場では、格差の拡大が認められる。韓国及びタイでは明らかに失業率が低下したが、インドネシア及びフィリピンでは依然として高水準である。香港 (中国) 及びチャイニーズ・タイペイでは失業率が上昇した。日本、シンガポール、マレーシアでは、失業率は、通貨危機により上昇した後、落ち着きを取り戻した。貿易自由化又は国営部門の再編により、中国 (そしてベトナム) においてさえ、失業率 (又は不完全雇用率) が上昇している。

これらの現象は、域内の格差が拡大した結果、東アジアが、特に未熟練及び半熟練労働者の移動の可能性を減少することができないことを示している。

表4 東アジアにおける失業率(%)

| | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| 日本 | 3.4 | 4.1 | 4.7 | 4.7 | 5.0 | 5.4 |
| 韓国 | 2.6 | 6.8 | 6.3 | 4.1 | 3.7 | 3.1 |
| 中国 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.6 | 4.0 |
| 香港 (中国) | 2.2 | 4.7 | 6.3 | 4.9 | 5.1 | 7.3 |
| チャイニーズ・ タイペイ | 2.7 | 2.7 | 2.9 | 3.0 | 4.6 | 5.2 |
| シンガポール | 1.8 | 3.2 | 3.5 | 3.1 | 3.3 | 4.3 |
| マレーシア | 2.4 | 3.2 | 3.4 | 3.1 | 3.6 | 3.5 |
| タイ | 1.5 | 4.4 | 4.2 | 3.6 | 3.4 | 1.8 |
| インドネシア | 4.7 | 5.5 | 6.4 | 6.1 | 8.1 | 9.1 |
| フィリピン | 8.7 | 10.1 | 9.8 | 11.2 | 11.1 | 10.2 |
| ベトナム | 6.4 | 6.9 | 7.4 | 6.4 | 6.3 | 6.0 |

出典: アジア開発銀行 (2002 年)、APEC (2002 年)、各国データ

注: 中国とベトナムのデータは都市部

筆者は、統合プロセスを実現するに当たって、このような極めて大きい格差を絶えず縮小し、域内におけるより一層の秩序的な人の移動を可能とする地域経済統合の第3の道を提案する。

自由貿易協定又は経済連携協定の締結に向けた協議又は交渉において、これらの点は提案されていない。

それにもかかわらず、1997年、通貨危機が起こらなければ、東アジアにおける所得格差はもっと順調に縮小されたかもしれないと考えるのは当然だろう。域内の通貨が不安定なために国際的な人の移動の可能性が高まることを認識すべきである。

4 域内における国際的な人の移動のための法的枠組み

ここでは、東アジアにおける国際的な人の移動のシステムの特徴について検討していく(表5)。

第一に、国際的な人の移動の法的枠組みは、国や地域によって非常に様々である。もちろん、イギリス、アメリカ、ヨーロッパ大陸諸国のシステムを採用した国もある。しかし、第二次世界大戦後、これらを共通化する措置はほとんど取られていない。例外は、ウルグアイラウンド交渉のサービスの貿易に関する一般協定(GATS)に従った自然人の移動についての取決めだろう。

第二に、注目に値する特徴は、移動が一時的なものであることである。永住資格を付与することにより投資を促進する香港(中国)を除いて、ほとんどの国には永住移民の制度がない。

表5 東アジアにおける移民政策の法的枠組み

| | 一時的居住及び労働の許可 | 海外から直接の永久移民の受入れ | ポジティブリスト | 労働市場テスト | 割当又は最大レート | 企業内転勤 | 人の移動を伴う投資の促進 | 留学から就労への変更 | 訓練期間 | 二国間協定 |
|-------------|--------------|-----------------|----------|---------|-----------|-------|--------------|------------|------|-------|
| 日本 | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 韓国 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | × | ○ | ○ |
| 中国 | ○ | | | | | | ○ | × | | |
| 香港(中国) | ○ | □ | ○ | | □ | ○ | | × | | ○ |
| チャイニーズ・タイペイ | ○ | | | | □ | | ○ | × | | |
| シンガポール | ○ | □ | ○ | | ○ | | ○ | × | ○ | |
| マレーシア | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | × | | ○ |
| タイ | ○ | | ○ | | | | ○ | × | | |
| インドネシア | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | × | | |
| フィリピン | ○ | | ○ | | | | ○ | × | | ○ |
| ベトナム | ○ | | ○ | | | | ○ | × | | |

各国の法規に基づいて著者が作成。

注: ○: 実在する、 ×: 実在しない、 □: 特別計画、 マーク無し: 情報なし

しかしながら、いくつかの国では、上陸後に永住資格への変更を可能とする方法が導入されている。出生率が急速に低下し、高度熟練労働者の確保の重要性が認識されているシンガポール、香港（中国）、日本等の国では、資格の調整及び永住資格取得の奨励が非常に重要になるだろう。

第三に、多くの国には労働許可制度又は雇用許可制度があるが、厳密な意味で、必ず労働市場のテストが実施されているわけではない。労働市場のテストは、多くの点で労働市場制度の機能に関係している。失業保険に加えて公共職業安定所がない発展途上国では、労働市場のテスト機能を作ることは不可能である。韓国は、2004年から、未熟練労働者のための労働市場テストを伴う雇用許可制度を導入した。

第四に、企業内転勤制度では、投資促進の代わりとして自然人を受け入れていない。多国籍企業が域内ネットワークを再編成するためには、企業内転勤が適切である。海外直接投資における雇用許可の場合、柔軟性はあるが、あまり透明性はないだろう。

第五に、一般的に、国から国への労働者の移動を取り締まることは必要だが、東アジアでは二国間の労働協定は十分に育っていない。

第六に、受入れ国における留学生の資格調整はまだ実施されていない。大学卒業後その国で就労することを目的とする学生を受け入れることは、重要な政策である。

第七に、研修生は必ずしも各受入れ国で同等の取扱いを受けているわけではない。外国人向け訓練制度は、技術移転を図る上で非常に重要である。訓練制度を改革し、国際的に機能するよう改善を試みるのが望ましい。

5 国際的な人の移動の経済及び社会的成果

東アジアにおける人の移動を見ると、発展途上国から先進国への未熟練労働者の移動が大半を占め、高度熟練労働者、特に企業内転勤者は双方向に移動している。

従って、東アジアにおけるいずれの国も送出し国であると同時に受入れ国でもある（表6）。

東アジアの移民ストックを見ると、未熟練労働者及び半熟練労働者は増加の傾向にあるが、高度熟練労働者は海外直接投資のフローに従って変動している（表7）。

新興工業経済地域（NIES）における女性の労働力への参加が進んだ結果、家政婦の需要が増加するとすれば、移民労働力の女性化が見られる可能性がある。

東アジアでは医療及び高齢者介護も重要である。チャイニーズ・タイペイはこの計画を取り入れた。

一般的に、東アジアにおける外国人労働者の受入れは、国内労働者の雇用を補完している。これにはいくつか理由があるかもしれない。第一に、外国人労働者の受入れは一時的なもので、資格の変更は認められていない。第二に、外国人は国内労働者が働きたがらないところで働いている。第三に、ヨーロッパでは上手く機能しなかった交替制度が機能している。第四に、外国人労働者の賃金は国内労働者と比べて低すぎない。

しかし、時には外国人が長期滞在をするのは不可能なことがある。

東アジアにおける社会的統合に関する議論は、必ずしもヨーロッパにおける議論と

共通点があるとは限らない。しかしながら、重複している要素もいくつかある。特に初期の段階では、医療、病気及び過労の予防が非常に重要である。

外国人労働者に対する社会保険の適用及び加入資格を二か国間の社会保障協定によって保証すべきである。近い将来、東アジアで社会保障制度が発達する際、このような国際的な取決めの必要性が高くなるだろう。

表6 2001年の東アジアにおける国際的な人の移動（単位：千）

| | 労働力 | フロー | | ストック | | |
|--------|--------|----------|----------|-------------------|-----------------|-------|
| | | 外国人流入 | 自国民流出 | 国内で働く外国人 | 海外で働く自国民 | |
| 日本 | 67,420 | 142(130) | (55) | 740(710) | (61) | |
| 韓国 | 21,417 | (37) | 251 | 325(285) | [56] | |
| 中国 | 本土 | 753,600 | - | 475(426) | 65(63) | - |
| | 香港 | 3,430 | (20) | - | 235(217) | [50] |
| | 台北 | 9,832 | - | - | 293(321) | [120] |
| シンガポール | 2,129 | - | - | 612(530) | [15] | |
| マレーシア | 9,892 | 259(231) | - | (880) | [200] | |
| タイ | 34,482 | 93(103) | 160(191) | 1103(1090) | [550] | |
| インドネシア | 98,812 | 20(15) | 339(435) | 33(35) | [1,600] | |
| フィリピン | 33,354 | [6] | 867(841) | [29] | (4,940) | |
| ベトナム | 40,800 | - | (32) | - | (300) | |

出典：各国データ及び推定値に基づいて著者が作成。

注：（ ）内は2000年の数字。[]内は2001年及び2000年以外の数字。日本の外国人労働者は不法居住者は含むが、永住資格を持つ外国人は含まない。韓国の外国人労働者は不法居住者及び研修生を含む。中国からの流出は、公的なプロジェクト関連で労働力が輸出されたもの。香港（中国）から出た労働者は1990年の数字。マレーシアの外国人労働者は未熟練及び半熟練労働者のみ含む。タイの外国人労働者は登録済みの不法外国人労働者。

表7 東アジアにおける外国人労働者数（単位：千人）

| | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日本 | 610.0 | 630.0 | 660.0 | 670.0 | 710.0 | 740.0 |
| 韓国 | 210.5 | 245.4 | 157.7 | 217.4 | 285.5 | 330.2 |
| 中国 | 80.0 | 82.0 | 83.0 | 85.0 | - | 60.0 |
| 香港（中国） | 164.3 | 171.0 | 180.6 | 193.7 | 213.1 | 235.2 |
| チャイニーズ・タイペイ | - | 245.7 | 255.6 | 278.9 | 320.8 | 293.9 |
| シンガポール | - | - | - | 530.0 | 612.2 | 590.0 |
| マレーシア | 745.2 | 1471.6 | 1127.7 | 818.7 | 799.7 | 805.6 |
| タイ | 1033.9 | 1125.8 | 1103.5 | 1089.7 | 1102.0 | 1055.3 |
| インドネシア | 48.7 | 35.2 | 33.3 | 21.3 | 14.8 | 20.0 |
| フィリピン | 4.3 | 6.1 | 5.3 | 6.0 | 5.6 | 6.1 |

出典：各国統計及び推定値に基づいて著者が作成。

注：日本の数字は不法長期滞在者を含む。韓国の数字は不法長期滞在者及び研修生を含む。香港（中国）の数字は家政婦のみを表す。

6 法的枠組み、実績及び将来の見通しの評価

- (1) 上記の考察に基づき、将来の見通しの検討に加えて、現在の法的枠組み及び経済・社会的実績の評価を行うことができる。以下に挙げるものは、「日本式」地域経済統合に欠くことのできない重要な項目である。域内の所得格差及び雇用格差は、人口移動の可能性の高まりを説明する重要な要素と言える。東アジアでは、通貨危機が域内の所得格差の縮小を相殺してしまった。従って、域内格差の縮小策に加えて、国内通貨の安定化が地域経済統合の実現にとって極めて重要である。
- (2) モノの生産又はサービス提供の効率をさらに向上させるため、多国間の経済統合によって、域内における企業の移転又は再編が行われることが予想される。従って、訓練を含む企業内の転勤が域内で促進されるだろう。
- (3) 高度熟練労働者のグローバルな競争に対処するため、加盟国は協力して人材を開発し、研究開発施設を提供して人材を集め、「逆頭脳流出」を促進すべきである。
- (4) サービス貿易のさらなる自由化に対処するため、いわゆる「モード 4」についての話し合いを行わなければならない。しかしながら、地域経済統合の中で「社会的ダンピング」を抑制するための特別な労働規制は避けられない。
- (5) 資格の相互承認を通じた自然人の移動の促進は、必ずしも効果的ではない。重要なのは、資格が専門的な活動に絶対的に必要か、及び、資格が業界で広く使われているかである。
- (6) 自由貿易協定又は経済連携協定は、加盟国が未熟練労働者の受入れに関して特定の国と特定の労働協定を締結することを認めるものでなくてはならない。しかしながら、これらの協定がその国の実際の競争条件に影響を与える可能性は無視できない。従って、どんな条件なら二国間協定が許容されるのかについて検討しなければならない。
- (7) 特に、各国において比較的短期間の滞在で高齢者年金の加入資格が保証される場合、社会保障協定により、国境を越えた労働者の移動が促進されるかもしれない。退職後の不安がなければ、労働者は進んで海外に行くだろう。社会保険料の二重負担を避けることも、従業員を母国から受入れ国に派遣する外国企業にとって有益である。このことは、海外投資を行う外国企業の競争条件に直接影響を与える可能性がある。従って、社会保障協定は、経済統合の極めて重要な部分としなければならない。
- (8) 不法移民は、大きな所得格差によってもたらされることが非常に多い。仲介業者は高い手数料を集めており、不法入国した労働者は受入れ国で不法就労を行うことでこれを支払わなければならない。不法就労は、仲介業者及び労働者の厳重な取締りを通して削減されるかもしれない。しかしながら、それでは未熟練労働者の不法移民の可能性を減らすことはできない。過剰労働力問題も厳重な取締りでは解決できない。不法に人を送り出す原因を減らすもっと効果的な対策をとることが望ましい。そのような対策は地域経済統合の維持にとっても欠くことができない。

7 結論

経済統合の理論及び国際貿易法がヨーロッパにおける経験を基に始動している。しかしながら、主として市場の力によって進められているアジアの経済統合の歴史及び状況は大幅に異なっている。

第一に、アジアにおける地域経済統合は、巨大な所得格差と大量の過剰労働力という重い負担を背負っている。従って、アジアの地域経済を統合することは、これらの条件を克服することではなければならない。これらの状況を除去しなければ、今世紀にアジアにおける労働者の自由な移動を達成するのはほとんど不可能である。

同時に、技術移転を実現するためには、アジアにおける労働者の移動は非常に重要である。企業の域内ネットワーク化は、大きな所得格差を利用して、この地域に共通の技術基盤を構築するのに役立つ。研修生に加えて企業内の転勤者の移動が推進されるだろう。このことが発展途上国における研究開発センターの設立及び「逆頭脳流出」実現の一因となるかもしれない（井口、2004年）。

アジアにとって、未熟練労働者の移動の監督及び管理は非常に難しい仕事である。自由貿易協定又は経済連携協定に基づいてさえ、未熟練労働者の移動は自由化されておらず、特定の国との二国間の労働協定がまだ残されている。従来の貿易法によれば、これは非常に奇妙に見える。しかしながら、二国間の労働協定は将来も重要な役割を果たすかもしれない。

低賃金の仕事のために海外に大量の移民労働者を送り出し、わずかな直接投資と不十分な技術移転しか受けられない国にとって、最良の移民政策は、近隣諸国で労働者をできるだけ大量に受け入れてもらうことではなく、国内の経済開発を刺激することなのかもしれない。

今が我々にとっての「東アジア式」地域統合を認識する本当の始まりである。

参考文献

- 青木 K 『AFTA : ASEAN 経済統合の実状と展望』、JETRO、(2001 年)
- Findray A.M. 『The Changing Course of International Migration (国際的な人の移動の変化する針路)』の「新しい技術、高水準の労働移動及び頭脳流出の概念」、OECD、パリ (1993 年)
- Findlay A.M. 『From Brain Exchange to Brain Gain: Policy Implication for the UK of recent trends in Skilled Migration from Developing countries (頭脳交流から頭脳獲得まで: 発展途上国からの熟練労働者の移動の最近の傾向が持つイギリスにとっての政策的意味)」、ILO 国際移動部作成の報告書、ジュネーブ (2001 年)
- 井口 『Determinants of Intra-Regional Migration and Effects of Economic Partnership Agreements in East Asia (東アジアにおける域内の人口移動の決定要因及び経済連携協定の影響)』、国際労使関係協会 (IIRA) の会議 (2004 年 6 月ソウル) 向けに作成された論文 (2004 年)
- 井口 『The movement of the Highly Skilled in Asia-Present Situation and Future prospects- (アジアにおける高度熟練労働者の移動 - 現状及び将来の展望-)」、アジアにおける国際的な人の移動及び労働市場に関するワークショップ (2002 年 2 月 5-6 日) で発表された論文 (2002 年)
- 井口 泰 『International Migration of the Highly Skilled and Migration Policy- Initiatives from Japan and Asia- (高度熟練労働者の国際的な移動及び移民政策 -日本とアジアの構想-) OECD(科学技術産業局(DSTI)/教育雇用労働社会問題局(DEELSA)主催の『International Mobility of Highly Skilled workers: from Statistical Analysis to Formulation of Policies (高度熟練労働者の国際的な移動: 統計的分析から政策立案まで)』についてのセミナー (パリ、2001 年 6 月 11-12 日) で発表された論文 (2001 年)
- 井口 泰 『International Migration and Labor Market (国際的な人の移動及び労働市場)』日本労働研究機構 (1997 年)
- 井口 泰 及び Sho Kou 『Determinants of the Movement of the Highly Skilled- An Analysis on student migration from China to Japan- (高度熟練労働者の移動の決定要因 -中国から日本への学生の移動の分析-)』、関西学院大学経済季刊誌第 57 巻第 3 号、2003 年 12 月 (2003 年)
- 『World Migration (世界の人々の移動)』、国際移住機関 (IOM) の報告書、ジュネーブ (2003 年)
- ・ OECD 『Employment Outlook (雇用見通し)』 第 5 章、外国人の雇用: OECD 諸国における見通しと問題、パリ (2001 年 a)
 - ・ OECD 『Trends in International Migration (国際的な人の移動の傾向)』、パリ (2000 年 a、2001 年 b)
 - ・ OECD 『OECD Science, Technology and Industry Score board- Towards a knowledge-Based Economy (OECD 科学、技術及び産業の得点表示板 - 知識に基づいた経済に向けて)』、パリ (2001 年 c)

